

東大和市議会平成18年第4回総務委員会記録

平成18年9月13日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	大 后 治 雄 君	副委員長	中 間 建 二 君
委員	二 宮 由 子 君	委員	森 田 憲 二 君
委員	押 本 治 雄 君	委員	木 下 光 雄 君
委員	松 浦 誠 君	委員	尾 崎 保 夫 君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

1 番	粕 谷 久 美 子 君	3 番	長 瀬 り つ 君
6 番	中 村 庄 一 郎 君	7 番	粕 谷 洋 右 君

事務局職員（5名）

事務局長	石 川 和 男 君	事務局次長	西 永 宣 昭 君
議事係長	小 島 裕 治 君	主 事	新 井 利 恵 君
主 事	三 浦 文 一 君		

出席説明員（7名）

助 役	小 飯 塚 謙 一 君	企画財政部長	浅 見 敏 一 君
総務部長	渡 辺 和 之 君	総務部参事	並 木 俊 則 君
企画財政部副参事	宮 鍋 和 志 君	総務部副参事	町 田 誠 二 君
職員課長	田 代 雄 己 君		

会議に付した案件

- (1) 第55号議案 東大和市国民保護協議会条例
- (2) 第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (3) 18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情
- (4) 18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情

- (5) 18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情
- (6) 18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情
- (7) 所管事務調査
 - 第2次行政改革大綱推進計画について

午前 9時40分 開会

○委員長（大后治雄君） ただいまから平成18年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（大后治雄君） 第55号議案 東大和市国民保護協議会条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（二宮由子君） この条例なんですけれども、平成16年9月に施行されました国民保護法に定められた各地方公共団体の役割に基づいて、避難や救援などの国民の保護のための措置について計画するものが、この国民保護計画でありまして、その計画を作成するに当たって、国民保護協議会にその内容を諮問しなければならないということで、国民保護協議会を設置するための条例だと理解しております。

この条例なんですけれども、この会議でございますが、その会議の公開に関しては、東大和市情報公開条例の第30条に会議は公開すると記されておりますけれども、もちろんこの国民保護協議会も公開であるのか確認をさせていただきたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 会議の公開の関係でございますけれども、今るる御説明いただきました。基本的には、この条例の中には公開の規定はございませんけれども、原則公開というふうな形で考えております。

以上です。

○委員（二宮由子君） ありがとうございます。

あと今定例会の初日に同僚議員より質疑がありましたが、その協議会の委員のメンバーの構成なんですけれども、人権擁護委員や弁護士を入れるおつもりがあるかとの質疑に対して、今のところ考えていないというような御答弁をいただいたと私は記憶しておりますが、また男女比に関しては、この協議会条例の概要についてというものを見させていただくと、その組織の中で国民の保護のための措置に関し知識または経験を有する者、学識経験者の中から女性を考えているとの御答弁をいただいたというふうに記憶をしております。現段階で何名ぐらいの女性の委員のメンバーを考えているのか。また、どういった学識経験者等、いろいろあると思うんですけれども、どういった方の登用をお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 保護法の中でメンバーにつきましては、ある程度規定がされております。したがって、おのずからそういう担当の方が委員になるというふうな形になってしまいますけれども、まず今おっしゃられた学識経験者の部分で、市としてのある程度の配慮ができるということで、現時点では女性としては北多摩消防署の防火女性の会の方1名、この女性の方をお願いしようというふうに考えています。それが1点です。

それからもう1点なんですけど、今理事者と調整をしていますけれども、学識経験者の中に人権擁護委員の方を、というふうに今協議をしているところです。したがって、女性につきましては、今のところ防火女性の会の方が1名。もし人権擁護委員の方を入れられるとすると、人権擁護委員の中にも女性がいらっしゃると思いますので、その方にするかどうか。その辺は理事者と協議をしたいというふうに思っています。

以上です。

○委員（二宮由子君） 人権擁護委員に関しては、今協議をしている最中ということでございますが、ぜひ弁護士、専門性を持った弁護士の方の登用も御検討いただければというふうに思います。

この国民保護協議会なんですけど、先ほど申し上げましたけれども、国民保護計画の作成をするための協議会

であるというふうに認識をしていますけれども、多くの市民の意見を取り入れていただきたいというふうにも思っておりまして、定例会初日にパブリックコメントなど重要であるというふうにお答えをいただいているというふうに思っておりますが、年齢や地域などの広範囲にわたっての意見や要望を取り入れるために、例えば国民保護計画をホームページ上に載せて、多くの市民から意見を取り入れるというようなお考えはありますでしょうか、伺いたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 市民の声を聞くのは、本当に大事なことだというふうに思っています。その中で、パブリックコメントをするかどうかということですが、まず事務局サイドとしては、やはり広く市民の意見を聞く必要があるだろうというふうに認識をしています。しかし、協議会の中で協議会の会長を初め委員の皆様のお意見を伺いする必要があるというふうに思っておりますので、その辺は委員の御理解を求めたいというふうに思っております。

それから、市民の意見を聞くということになった場合には、具体的な内容については、今後検討させていただきますが、当然ホームページ等にも載せて市民の意見を伺うということになろうかというふうに考えております。

以上です。

○委員（二宮由子君） もちろん市民の意見も聞いていただきたいんですけども、例えば異議申し立てというんでしょうか、これは困るみたいなことができるような有効なシステムというの、ぜひともつくっていただきたいというふうに考えておりますが、その件に関しましては。

○総務部長（渡辺和之君） いろいろな市民の意見、声があると思いますが、要望、要請等伺いしていきたいと思っておりますが、異議申し立てという部分につきましては、現在検討をしておりませんので、今後検討課題とさせていただきますというふうに思っています。

以上です。

○委員（二宮由子君） 私ばかりで申しわけないです。

万一このような事態に至った場合、国民の保護のための措置を実施する組織が必要であるというふうに思っておりますが、国民保護対策本部条例や緊急処理事態対策本部条例などといったように、国民の保護を目的とした、それに見合った対策本部の設置の条例というのは、今定例会では出されていないんですが、その条例をつくる御予定があるのかどうか伺います。

○総務部長（渡辺和之君） 御質問ございましたように、協議会条例と本部条例というのを同時に提案をしている自治体が多いわけでございます。何市かが本部条例は後回しにして、まず協議会を条例を上程していると。その1市が東大和市です。この本部条例と申しますのは、今上程をさせていただいたとしても、組織の内容だけで、本部がやることというのは具体的に協議会の答申も出てないわけで、決まっておきませんので、これは答申をいただいて、市が計画をつくった段階で本部を立ち上げるというふうな考えでおりますので、来年ですね、時期はちょっとわかりませんが、本部条例を上程をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（二宮由子君） この東大和市災害対策本部条例というのを見させていただきましたけれども、これもあくまで先ほど部長がおっしゃっていましたように、設置に関する条例でございますが、今部長の御答弁の中でどのようにというのは、この災害対策本部に関しましては、東大和市災害対策本部条例施行規則というのが

あって、その規則の中に記されているというふうに私は認識しているんですが、今回御一緒に出されていない理由というのが、いろいろなことが盛り込められないというような御答弁であったと思いますけれども、いろいろなものというものはすべて施行規則に盛り込めばいいことであって、本来でしたら本部条例は一緒に出してもよかったのかなというような気はいたしますので、早目にやっていただければというふうに思います。

○委員長（大后治雄君） 答弁はよろしいですかね。

○委員（二宮由子君） 答弁はいいです。

○委員長（大后治雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 東大和市国民保護協議会条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（大后治雄君） 続きまして、第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（中間建二君） 2点伺います。

一つは、条例案で示されております3条の中に職員の分限及び懲戒処分状況を公表するという形になっておりますが、昨今公務員による飲酒運転事故のことが、大きな事故があつて連日のように報道されておりますけれども、一つは当市において、職員の飲酒運転事故を防ぐための考え方、どういう考え方を持っているか。当然懲戒処分の対象にもなるかと思うんですけれども、この点について今どういう状況なのか、お伺いをしたい。

それからもう1点は、けさの新聞報道で東村山市が職員を懲戒処分とした際の公表基準を策定するという報道が出ておりました。これは、東村山市は公表基準がなかったので策定するんだということなんですけれども、この点について、当市の状況を確認させていただきたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 飲酒運転の関係で、懲戒処分という重い処分を受けている情報が毎日マスコミ等で報道されております。当市のまず飲酒運転の考え方ですけれども、新聞報道にもございましたように、大変厳

しい対応をすることになっております。といいますのは、これはもう市長の基本的な指針といたしまして、まず庁議、それから年末年始の部長に対する訓示、さらには安全運転講習会等々でも日ごろからはっきり言いまして、市長になられたときから、これはもうそういう方針で我々職員末端まで浸透しておりまして、飲酒運転をやったら懲戒解雇ということ言われてきました。したがって、職員の中にも浸透し、そういう意識、認識を持っているというふうに思っております。

東村山市の例をいただきましたけれども、市には平成6年に東大和市職員交通事故懲戒等の基準というのがあります。これは、中身を本来は見直さなきゃいけなかったんですけども、基本的な市長の指針というものがございまして、それで今まで来てしまったんですが、これを見直して厳しい対応、中身のものに今後していきたいということで、現在もう既に事務方では策定、検討に取りかかっているという状況でございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 今までも人事行政の運営状況等は市報等でも公開されておりましたけれども、今回明確な条例化に取り組みられるわけでございますので、今御答弁いただきましたように、この条例の中にのっている人事行政運営等の状況の公開にあわせてぜひ飲酒運転に対する当市の厳しい姿勢等についても、あわせて公表していただきたいと思っておりますので、この点は要望としてお願いいたします。

○委員長（大后治雄君） 要望でよろしいですね。

○委員（二宮由子君） 今中間委員の方からも飲酒運転というお話もありましたが、今飲酒運転もちろんですけども、飲酒運転の幫助や教唆などでも摘発されているケースが多いと思うんです。同乗された職員の方に対する処罰というんでしょうか何ていうんでしょうか、そういったものが、もし今新たにつくられるという懲戒等の基準の中に、飲酒だけではなくて、例えば同乗している職員の方もというような形で入れていただければと思うんですが、その件に関しましてはどのようなお考えを持っていらっしゃいますか。

○総務部長（渡辺和之君） おっしゃるように、刑法の中に幫助罪、教唆罪というのがございますけれども、これはやはりお酒を飲ませた方、あるいは誘った方というふうな形で、今そういう方もですね処罰の対象になるようなことになっていると思うんですが、その辺につきましても、この計画といいましょうか、基準づくりの中で検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

○委員長（大后治雄君） 続きまして、18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（中間建二君） この交番設置に関しては、私も初当選以来一般質問の中で何度となく市の取り組みを促してまいりましたが、改めて委員会の質疑ですので、この交番設置の必要性についての東大和市の認識と、それから平成9年3月に同様の陳情をこの市議会でも採択したということは何っておりますが、この間数年がたっておりますけれども、なかなか現実に至っていない状況を市としてどういうふうに見ているか、この2点について、お伺いしたいと思います。

○総務部長（渡辺和之君） 駅前の交番の設置の関係ですけれども、長年の経過があるわけですけれども、市としてのまず認識としましては、市の表玄関であるということで、駅前の防犯あるいは周辺のマンション建設による人口増等々ございますし、さらには都道の交通の要所、そういう観点からも交番の必要性というものを認識しているところです。今後も引き続き関係機関へ粘り強く要望していきたいという考えでおります。

2点目につきましては、参事の方から。

○総務部参事（並木俊則君） 今までの市のいろいろな要請等でございますが、現在もそうでございますが、東大和警察署の方に市長が以前正式に要請した経緯がございます。その後につきましては、私ども担当者が事あるごとに東大和警察署の方に状況等の聞き取りも含めまして、東大和市駅前の交番の設置につきまして要請をしているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第7号陳情 東大和市駅前に交番設置を求める陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決めます。

○委員長（大后治雄君） 続きまして、18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情及び18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情

18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第8号陳情 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

ここでお諮りいたします。

18第9号陳情 出資法の上限金利引き下げに関する陳情は、ただいま採択されました18第8号陳情と趣旨が同じものであります。

よって、本件はみなし採択と決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、よって、本件をみなし採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました2件の陳情につきましては、意見書を提出することになります。意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（大后治雄君） 続きまして、18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情

○委員長（大后治雄君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） 共謀罪なんですけども、実際に何もしなくても団体なり組織が犯罪の相談をただけで罪に問われる可能性があるという、そういった法案なんですけど、この法案が成立した場合には、当市にどういった影響があると思われるのかどうか、ちょっと範囲が大きいと思いますが、御答弁できる範囲で結構でございますので、お伺いさせていただきたいと思います。

○助役（小飯塚謙一君） 今現在、国会でも審議中でございますが、継続になっているわけでございますが、なかなか大きい問題で地方自治体でどういう問題が具体的にあるかというのは、非常にここで具体的な例を出すというのはなかなか難しいところで、答弁にならないような形でございますが、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（二宮由子君） 18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情に賛成の立場で討論をいたします。

共謀罪は国際的な組織犯防止に関する国際連合条約に基づいて、必要な国内法を整備する法案であります。もちろん国際的な組織犯罪防止という目的はしっかりと果たしていく必要がありますが、しかしながら本法案におけるこの共謀罪は、犯罪の実行を話し合っただけで処罰できるというもので、単なる日常会話も処罰の対象となる危険性があります。共謀の事実、どのように証明されるのでしょうか。日常生活において、何気なく交わされている犯罪にかかわる会話さえも、本当に実行しようとは思っていないくとも、共謀罪として処罰の対象となってしまう可能性があります。

また組織的な犯罪集団、この処罰の対象となる組織、団体の定義が不明確であり、NPOや市民団体、労働組合、企業など対象範囲が広範であります。このように、国民の自由な表現活動を抑制するおそれが生じることは、憲法上保障された権利、自由に対する不当な制限を課する手段であると考えます。

以上の理由により、18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情に賛成をいたします。

○委員長（大后治雄君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第10号陳情 共謀罪の廃案を求める意見書提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（大后治雄君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（大后治雄君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午前10時20分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、第2次行政改革大綱推進計画について、本件を議題に供します。

既に御配付済みでございますけれども、当委員会で要求いたしました資料が提出されておりますので、まず初めにこの資料につきまして、市側の御説明をお願いしたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） まず、先月8月22日に総務委員会を開いていただきまして、その際に17年度末の取りまとめについてですけれども、資料という形では間に合わず申しわけございませんでした。今回は、過日お手元に資料を配付させていただきました。中身につきましては、第2次行政改革の取りまとめの状況に関する資料ということが1点です。

もう1点は、先進市における行政改革実施の状況に関する資料、この二つを準備させていただきました。17年度末の達成状況がまとまりましたけれども、達成、一部達成が114項目となりました。着手については13項目、未達成が16項目、未着手が7項目となっております。

なお、16年度末と17年度末を比較いたしますと、達成、一部達成におきましては110から114ということで、4項目達成いたしました。着手につきましては9から13ということですので、同様に4項目と、そのような状況となっております。

加えまして、2点目の先進市における行政改革実施の状況に関する資料につきましては、お手元の項目ですけれども、28事例を今回挙げさせていただきました。中身的には6項目、六つのジャンルに分けて調べてまいりました。1点目が地域協働、2点目が外部委託、3点目が組織、マネジメント、人事管理、4点目が行政評価、5点目がICTの活用、6点目が歳入の確保、歳出抑制、その他ということで、このように調べております。

それでは、これから行政改革担当副参事の宮鍋より、お手元に配付しました資料に基づきまして、お時間は約30分程度ちょうだいしたいと思いますので、御説明申し上げたいと思いますので、よろしく御説明申し上げます。

○企画財政部副参事（宮鍋和志君） それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず最初に、第2次行政改革大綱推進計画の推進状況でございます。1ページをお開きください。

件数でございます。平成17年度末現在でございますが150件中達成、一部達成が114件、こちらは76%になります。着手が13件、こちらは8.7%でございます。未達成が16件、こちらは10.7%。未着手が7件、こちらは4.7%、これで合計で100%になります。

3ページをちょっとお開きください。1枚めくっていただいて、3ページになります。

この表の見方でございますが、例えば4番、バランスシートの試作という欄がございますが、上の欄、上下で二つ欄に分かれてございます。上の欄が検討、実施となつてございます。これはバランスシートの試作を14年度に検討して15年度に取り組みとして実施しなさいという、こういう意味でございます。その下の欄、一部達成、一部達成、一部達成、一部達成とございますが、これが進捗状況を示すものでございます。そのような表になってございます。

次に、また1ページをお戻りいただきたいんですけども、達成とか一部達成とかという言葉の意味でございます。達成ですが、推進計画上の取り組み内容等の取り組み事項、これ検討とか実施とか策定とかでございますが、そのとおり取り組み内容等の成果、結果が出たものを達成とさせていただきます。例えば、ただこの達成にも幾つか種類がございます、3ページまたお開きいただきたいんですが、ナンバー10のところ、社会人経験者の採用という項目がございます。これは毎年ですね、社会人経験者を採用して人事の活性化を図るという項目でございますが、こちらは毎年、達成か未達成かの判断をされる項目でございます。そのような性格がございます。

逆に、今度は同じ3ページで13番、桜が丘保育園の委託という項目がございますが、こちらは14年度に委託を実施するという事になっていましたので、14年度に達成してございます。ですから、もうこれは毎年判断されるのではなくて、既に達成済みという形になってございます。そのような形で、同じ達成でもちょっと系統が違うのがございます。

次に、一部達成でございます。こちらは、推進計画に記載されている取り組み内容等が達成にはならないものの一部成果、結果が出ているものということで判断させていただきます。これは、例えば4ページをお開きいただきたいんですが、ナンバー16、一番上にございます。こちらは、民間委託における適正化基準の検討という項目でございます。これはどういうものかという、民間委託を検討すべき業務とか委託の適否基準、委託執行上の理由事項、こういうものを基準としてつくるという項目でございます。こちらにつきましては完全にはできてないんですが、一応指定管理者の部分に特定しまして、指定管理者制度にかかわる基本指針を先行して作成いたしました。ですから、一部達成という形で評価させていただきます。

次に、また1ページへお戻りいただきたいんですが、着手という概念でございます。

推進計画に記載されている取り組み期間内で取り組み内容等が取り組まれているが、達成もしくは一部達成までには至っていないものということですが、これは5ページをごらんください。5ページにナンバー40というのがございます。これは自己評価制の検討及び導入というものでございます。これは目標による管理という視点を踏まえまして、その目標を達成させるということで職員を活性化させるということなんですが、自己評価制の検討及び導入でございます。これは16、17年度に検討ということになっております。現在まだ達成はしておりませんが、着手はしてございます。ただ一部達成というまでには至っておりませんので、着手とい書き方になっております。ただし、取り組み期間は16年度、17年度でございますので、その期間中で期間を過ぎていませんので、まだ未達成にはならないということで、着手という表示にさせていただきます。

次に、また1ページにお戻りいただきたいんですが、未達成という概念でございます。

推進計画に記載されている取り組み期間を経過しておりまして、取り組み内容等が達成、一部達成に至っていないものと、こういうものを未達成とさせていただきます。これはまた恐れ入ります3ページをごらんいただきたいんですが、3ページの15番でみどり福祉園委託化の検討というのがございます。こちらにつき

ましては、本来は14年度、15年度で検討ということで予定がされておりましたけれども、17年度になっても、まだ申しわけございませんが未達成でございます。これは既に取り組み期間が過ぎておりますので、着手ではなくて未達成という概念になります。

次に、また1ページにお戻りください。最後でございます。

未着手という概念がございます。推進計画に記載されている取り組み内容等が着手に至っていないものという概念でございますが、こちらはまた済みません、5ページをお開きください。5ページの41番に例がございますが、これは管理職評価制度の検討という項目でございます。これは管理職の能力開発と意欲を向上させるために管理職を評価していくという、そういうような項目でございますが、これは計画上は18年度に検討するという計画になってございますので、まだ17年度は未着手でよいということになっております。これは取り組み期間にまだ至っておりませんので、これは未着手と、こういうような形で達成、一部達成、着手、未達成、未着手という形で判断させていただいております。

次に、1枚めくっていただいて2ページでございます。

推進計画各部達成状況表、表の1-2というのがございます。こちらは各部ごとに幾つぐらいの項目を持ってどういう状況になっているか、部ごとに分けたものでございます。中でちょっと例外なのは、一番上で各課共通20というのがございます。これは特定の部に限らず全庁的な共通項目でございます。こちらについては、企画財政部の企画課の方で取りまとめをするということになります。全庁的に推進しなくてはいけない項目ということになっております。

引き続きまして、それでは3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページで、今回の行革推進計画なんですけれども、大きな項目で6項目ございます。そのまず1番が、効率的で活力ある行政運営の確立という項目でございます。こちらは19項目ございます。19項目中達成が10項目ですね。達成済みはそのうち6項目、達成が4項目と達成の分類になるのが10項目です。一部達成が3項目、着手が3項目、未達成が3項目ございます。未達成につきましては、2番の予算資料作成システムの検討、それから15番のみより福祉園委託化の検討、それから次のページで19番市町村合併に関する指針及び広域行政圏協議会制度に関する調査・研究、これが未達成になってございます。

未達成の状況なんですけれども、まず2番予算資料作成システムの検討でございますが、これは人件費を含めたトータルコストが算定できるように予算資料作成システムを検討しろということなんですけれども、人件費の適正な配分方法がちょっと算定が難しいなど。あと行政評価とも連動させる必要があるのかなということがありまして、主管課の方ではまだ未達成という状況でございます。

次に、3ページの一番下のみより福祉園委託化の検討でございますが、これはやはり大きな問題で簡単になかなか結論が出せないということで、担当の方も苦慮しているようですが、現在指定管理者等も含めて、今年度精力的に検討するというところでやっているようです。

次に、4ページ、先ほどの未達成の状況ですが、市町村合併に関する指針及び広域行政圏協議会制度に関する調査・研究でございますが、これは東京都が示しました市町村合併に関する指針、それからあと広域行政圏協議会制度、これを研究していくということなんです。これも課題が大きいということもございまして、まだ未達成でございます。合併のメリット、デメリットの情報収集、それから広域行政圏についても資料を収集しているという状況でございます。

次に、4ページの2番で職員の意識改革と能力開発という項目が大きな項目がございます。

こちら22項目ございますが、達成が13項目、一部達成はゼロでございます。着手が3、未着手が4、未達成が2という形になってございます。それで、達成をかなりしているんですけども、ちょっと未達成の話を今してしまいますけれども、20番の人材育成基本方針の策定という項目がございます。これはどういう項目かといいますと、人材育成の目的とか方策等を明確にすると、長期的視点から職員の能力開発を効果的に推進する、そういう目的を持って人材育成をどういうふうにしていくのか、指針を立てるということでございますが、担当課の方では、今現在給料表の細分化の方も一緒にあわせてやっておりますので、そちらの方にもかかっておりますので、まだ未達成だという状況でございます。

次に、5ページの方で39番自己申告制度の充実という項目がございます。

これは、どういう項目かといいますと、職員の意欲の向上及び自己啓発の環境づくりということで、そういうものに寄与するように現行の自己申告制度を充実させるという項目でございます。こちらについては、実は先ほどの人材育成基本方針とか人事評価制度、こちらを踏まえてから実施する事項でございますので、そちらがまだ達成していませんので、なかなかこちらにかかれないという状況になっております。

なお、現在でも異動申告書というのがございますので、そちらで補完はできている状況でございます。

次に、5ページの3番市民の利便性に配慮したサービスの充実という項目がございます。

こちらは21項目で、達成が14項目、一部達成が4項目、着手がゼロ、未着手がゼロ、未達成が3項目でございます。未達成の件でございますが、下の方の44番窓口事務の総合化の検討とございます。これは具体的には市民課の方で証明窓口の一本化はできないか。福祉部の方で相談業務の充実ができないかということなんです。OA化がどうしても避けて通れないということがございます。それから、福祉部の各部門のシステムが統一がやっぱり必要だというようなことがございまして、企画課の方で関係各課と調整をしておりますが、なかなか苦慮している状況でございます。

次に、6ページにまいります。

47番で共通申請書の導入の検討という項目がございます。これはどういうことかといいますと、課内部における申請書の本化、市民の御負担を少なくするというので、申請書をなるべく一本化。あと福祉部内における共通申請書ができないかと、そういう項目でございますが、福祉部の方なんです、毎年制度改正がしょっちゅうあるということと、それから申請書の枚数が多いということで苦慮している状況でございます。市民課の方でも検討はしているんですが、能率的にどうかなという話もありまして、今引き続き検討している状況でございます。

49番の窓口事務における標準処理期間の見直しという項目でございますが、こちらは情報公開条例と個人情報保護条例が大きな条例がありましたので、そちらを文書課の方で集中的にかかってございました。17年度は個人情報保護条例が議会で議決していただいたわけですけども、そちらの方にかかっていたので窓口事務における標準処理期間の見直しが図れなかったということでございます。

7ページの4番市民に開かれた信頼される市政の推進という項目です。

こちら28項目ありますが、達成が15項目、そのうち達成済みが9で達成が6ですね。一部が7、着手が3、未着手が1、未達成が2項目になってございます。未達成の話ですが、66番コミュニティに関する組織の設置と協働事業の展開ということがございます。こちらは主管課の方で苦慮しているんですけども、現在あるコミュニティの基礎的組織である自治会さんの方で、なかなか数が減少傾向にあって、それからなかなか高齢化していたりしてなかなか大変だということで形骸化しているところもあるということなんで、このため自治

会組織の活性化に今懸命に取り組んでいる最中だと。そちらがまず申しわけないけど優先だということで、今やっていますので、こちらは未達成の状況でございます。

78番、7ページが一番下、職員出前講座の実施でございます。

こちらは現状でも制度によらない説明会はやっているんですけども、早く職員出前講座という形で体制をとるように通知をしてございます。現在ですね、今回議会の方でも答弁させていただいていることですが、要綱を作成しておりまして、今年度中に何とかスタートしたいということで、主管課が作業を進めている状況でございます。

引き続きまして、8ページでございます。5番の新しい時代に積極的に対応する施策の推進と既存施策の再構築という項でございますが、こちらは25項目あります。達成が14項目、そのうち達成済みが12項目、達成が2項目、一部達成が5項目、着手が2項目、未着手が2項目、未達成が2項目でございます。

93番に未達成になってございますが、標準処理期間等の全庁的な見直しという項目がございます。行政手続の簡素化、迅速化を図るため、現在市が処理している事務の標準処理期間を全庁的に見直すという趣旨の項目でございます。文書課が担当でございますが、やはり先ほどと同じように、情報公開条例と個人情報保護条例を17年度までやっておりましたので、これにかかれてございませんでした。そういう状況でございます。

次に、9ページを飛ばしまして、10ページになります。

113番、網線がかかっているところでございますが、公共施設の有効活用の検討という項目がございます。これは既存施設の有効活用、多目的活用を図れるように検討しろという項目でございます。各課と担当の方で調整をしておりますけど、特に学童保育所とか市民体育館、この辺をねらって調整をしていたんですけども、現段階ではなかなか各施設も多目的利用はちょっと困難だということで、それ以上はなかなか進めない状況でございます。

次に、最後に6番健全財政の確立という項目でございます。こちらは35項目です。達成が23項目、一部達成が6項目、着手が2項目、未着手がゼロ項目、未達成が4項目でございます。

11ページをごらんいただきたいんですが、130番で公債費の抑制という項目がございます。

これは公債費比率を11%以下に抑える。それから現在借りているものを低利に借りかえるというような趣旨の項目なんですが、長引く景気の低迷で税収がふえないということと、あと高齢化等によって民生費等が伸びていると、そういう事情がありまして、17年度につきましては公債費比率は11.2%でございまして、11%以下に抑えるということが達成できておりませんので未達成になってございます。

次に、12ページにまいります。

145番財政調整基金積み立ての適正化でございます。これは財政調整基金の目標額として、標準財政規模の10%である15億円を積み立てるという項目になってございます。こちら長引く景気低迷、それから民生費の伸び等でなかなか未達成という状況が続いてございます。

146番新たな基金の創設という項目でございます。これは退職手当特別負担支出のための基金を創設しろという項目でございます。ただこれも長引く景気の低迷、民生費の伸びと、あとは新しい行政需要ですね、そういうものがありまして未達成の状況です。

147番公共施設整備基金の見直し、こちら同じような形ですけども、公共施設整備基金条例というのがございますが、そちらの見直しを行って施設の大規模修繕等に必要な基金を設置することという項目ですが、こちら財政状況等によりまして、現在未達成の状況になってございます。

以上が大体の外観でございます。

引き続きまして、先進市の状況について説明させていただきたいと思えます。

先進市の状況につきましてなんですが28件、私どもが存じ上げているもので先進市というものを上げてみました。資料としては、総務省が発表している地方行革事例集というのがございます。こちら107件、総務省として推薦している自治体を上げてございますが、その中から選んだもののがかなり多く入っています。ただ107件のうちほとんどが県段階、県レベルのもので、なかなか市の方は余りありませんので、市の方をなるべく引き出したということになります。あとは参考書で自治体ユニーク先進事例という本もございまして、あと行政改革関係の参考書、それから最近新聞等で報道されている内容をこちらに引っ張ってきて28項目としてまとめさせていただいています。

まず地域協働の項目でございますが、八王子市はアドプト制度の導入がかなり進んでございます。ごらんになってわかるように公園が208カ所、道路は13団体で1万1,566メートルと、この辺が公園と道路のアドプト制度がかなり進んでいるということで先進市と考えてございます。

引き続きまして東京都武蔵野市ですが、これは住民主体の公共サービスの提供ということで、NPOをお願いしまして、子育て事業の推進をしていただいているようでございます。経費としては、15年度は919万円の補助ということで聞いてございます。

あと3番の三鷹市ですね、ホットベンチ事業、こちら新聞報道されているんですけども、5万円の寄附を募りましてベンチを設置しまして、歩道等に設置しまして、寄附者の名前を入れるということになっています。ベンチを5万円かということで、ちょっと確認したんですが、ベンチは30万円のベンチを設置すると、5万円程度の寄附をお願いして名前を入れるというようなことだそうです。これは6月20日の日経新聞に載ってございますが、8月現在で30口募集中で21組申し込みがあったと。あと予約があるので、ほぼ30口埋まりそうだという事です。

立川市でボランティアによる市道の管理、こちらことしの6月ごろ日経新聞、やっぱり載ってございますが、5路線で自治会と商店街等に交渉しまして、ボランティアによるロードサポーター制度ということで、道路の管理をお願いするということで、現在進めているということでございます。

続きまして14ページです、大阪府の阪南市で図書館サポーター制度の導入とございます。こちら図書館の仕事に興味がある方に図書館の仕事を手伝っていただくということになってございます。こちら無償でやっていただいているということになってございます。16年度は28人登録があったということで事業を進めているそうです。

群馬県太田市の方です。こちらなかなか進んでいる市でございまして、やはり太田行政サポーターズ事業ということで、サポーターということで市民に市の業務をお手伝いいただいているようです。市役所の総合案内窓口、こちら9人お願いしているようです。それから市政情報コーナー、こちらは二、三人ですね。高山彦九郎記念館受付、こちら8名、レセプト点検、こちらかなり専門的な業務なんですが、13人の方をお願いしているということでございます。無償というわけではなくて、ボランティアなので650円をお願いしているということでございます。

2番で15ページ、外部委託のページでございます。

こちらは八王子市が指定管理者制度を導入しています。18年度現在で423施設、かなり導入してございます。それから一つ飛ばしまして、大阪府の方でESCO事業というのがございます。9番のESCO事業、これ

はエネルギー・サービス・カンパニーという言葉の略だそうです。庁舎等の施設の空調設備とか電力とかそういうものを省電力化を進めまして、それで浮いたお金を——省電力化を進めます。その省電力化を進めるときには業者が一時的に1億、2億の金額を負担して、業者がやります。市の方はお金を出しません。ただ毎年、例えばそれで1,500万円程度省エネの効果が出るとすると、市の方としては1,300万円程度、その効果の範囲的で業者の方に、例えば15年間払いということで払っていきます。そうすると、業者の方は元手よりも利子が多くなって回収できますし、市の方も省エネの効果の金額の範囲内で業者の方に払えることになりますので、市の方も特に腹は痛まない。その契約年数が払い終わりますと、一切市の方にもう省エネで浮いた金額については、市の方の歳入となるというふうになるそうです。こちらがESCO事業だということでございます。

10番で横浜市、これはコールセンターですね。民間に委託しまして、コールセンターを積極的にやっております。

あとは12番で愛知県の高浜市。こちら市が100%出資しました株式会社を設置しまして、民間の退職された方を主に雇いまして、市の職員は入れないということでございます。民間の方を雇いまして、そちらに公務員でなくてもできる業務すべてを委託していくんだということで進めてございます。

次に、16ページでございます。

八王子市ですね。これは先ほど、うちの方でまだ未達成でございますが、人材育成基本方針の策定を、この辺ではいち早く策定しました。それで16年度に「全国自治体・善政競争・平成の関ヶ原合戦」で功労賞を受賞したということになってございます。人材育成基本方針を策定がかなり早く進んだということでございます。

それから一つ飛ばしまして、15番静岡県、総務事務センター、こちらは総務的なことを1カ所に集めまして、ほとんど民間委託して市の職員がやらないということで進めているようでございます。

あとは千葉県鴨川市、こちらは16年4月から出張所の窓口を特定郵便局に委託しまして、市内出張所を2カ所に統合しました。また相談窓口を毎日、土、日も含めてやっているということでございます。

続きまして17ページ、行政評価でございます。

行政評価はかなりの各市でやっております、東大和市でも現在導入を図っている状況でございますが、先進市としましては、やはり三重県のみえ政策評価システム、こちらが先駆けでございますので、こちらが先進市だろうと考えてございます。

あとは、近隣では19番の東久留米市でございますが、東久留米市が行政評価による予算の配分枠をつくりまして、かなり積極的に行政評価をやっています。ホームページ等にもかなり積極的に載せてございます。

それから18ページ、ICTの活用の欄でインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、ITという言葉の中にコミュニケーションという言葉を含んでいるのが最近の流れのようでございますが、20番の東京都、これはマルチペイメントネットワークということなんですが、都税とか都営住宅使用料は別なんです、そのほかの使用料、手数料等につきましては、マルチペイメントということで、パソコンから東京都の画面に連結して、その料金を払うとか、携帯から払うとか、ATMから払うとか、そういうことで現場に行かずして払うことができるようなことを進めているということでございます。

21番石川県の金沢市ですが、統合型GISを活用したまちづくり支援情報システムなんですが、地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータを例えば道路とか、街区、建物、河川などですね、こういうデータが入って地図を各部局が共有してできる形で配備して利用していくシステムということなんです。ですから、その地図データにいろんな情報が載っていますので、総合的なまちづくりを検討することがで

きると、そういうことでございます。

22番三重県四日市市、これは投票管理システムと電子投票システムを導入したということでございます。

それから19ページにまいりまして、歳入の確保、歳出抑制、その他でございますが、24番稲城市でございます。これは2004年と2005年で市税の収入率が多摩で1位となったと、先日新聞報道でもされてございます。徴税等における電話催告システムということなんです、パソコンと電話が連結してございまして、今例えばこの方に、Aさんという方に税の督促、税の納付をお願いするということになりますと、まずデータを調べて電話番号で押して、いらっしゃるかなということをやっているんですけども、機械が名簿の順にどんどん電話をかけていくということなんです。それで相手が出た場合、市の職員が対応しまして、納付のお願いをするということが出来るシステムでございます。これは人海戦術の4倍だということで新聞報道でもされておりました、かなり効率がよくなっているということで、2年間にわたって多摩で収納率が1位ということだそうでございます。

25番の富山県の魚津市は、フレックスタイム勤務制で夜間徴収強化でございます。納税課の職員が日によっては午後からですね、午後零時15分から出勤させて、夜専門に回るようにということで、徴収に努めているということでございます。

26番八王子市、みどり市民債発行ということで、市街地に残る貴重な緑地を保全するため、ミニ公募債を発行し、資金を調達したと。発行額が10億円ということで、1人10万円から30口、300万円までということで募集したところ、自然環境の保全に賛同する市民の方から多数の応募があつて抽せんになったということで聞いてございます。

あとは横浜市でございますが、こちらテレビ放映なんかもされてございますが、徹底的に有料広告をしていると。17年度には9,284万円の収益があつたということで聞いてございます。バス停に広告を載せるとか、市役所の玄関マット、ホームページのバナー広告、それから図書館の貸し出し用の裏にも企業広告を入れるとか、職員の給与袋にも有料広告を入れるとか、徹底してやっているということでもあります。

群馬県の太田市でございます。こちらは土、日の窓口サービスということで、ショッピングセンター内に行政サービスセンターを配置して、土、日も市民課と税の証明交付と収納事務をやっているということでございます。

以上が、先進市の状況でございます。以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたら、御発言を願いたいと思います。

○委員（二宮由子君） 済みません、1点だけちょっとお聞きをさせていただきたいんですけども、この推進計画の取り組みの状況の一覧表の中で、例えば121番のごみの有料化、これが達成済みということに、17年度取り組み事項が達成済みとなっているんですが、担当課がごみ対策課で方向性ありというふうに括弧書きされているんですけども、この達成済みという、この達成というのは、どれを達成なんでしょうか。例えば、この推進計画の取り組み項目の中のごみの有料化というのは、ごみを有料化するというのではなくて、ごみの有料化を検討するということなんでしょうか、それを伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（宮鍋和志君） 121番のごみの有料化の件でございますが、こちらの内容が東大和市廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、ごみの有料化を検討するということになってございます。ですから有料化をするという項目ではございません。検討した結果、ごみの有料化は当分の間、見送りとする。理由とい

たしまして、負担増による市民への影響が大きい。それから他市における有料化後のごみ量の増加傾向、これリバウンドというんでしょうか、そういうことを総合的に判断しまして、ごみの有料化は当分の間、見送りとする。ただし、国や他市の動向等は継続して把握していくというようなことで、意思決定をさせていただきます。そのようなことで121番は達成済みという形にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 要するに上下、この説明の2段あるうちの調査・研究が一部達成がそのまま続いて達成済みになっていると。調査・研究が達成されたというような内容だろうと思います。ほかのところも、検討が達成されているとか、検討が一部達成であるとかというふうな形でもって表の見方をすればよろしいということですよ。（宮鍋和志企画財政部副参事「はい」と呼ぶ）

そのほかに、この資料につきまして、御質疑承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（中間建二君） まず、きょう御報告いただきました内容につきましては、非常に私は高く評価をしたいと思えます。150項目にわたって、当市においては第2次行政改革大綱推進計画ということで策定をさせていただいて、今日まで取り組まれているわけでございます。後で御説明いただいた先進市の事例の中にうちの市も入っていれば、なおさら好ましいわけですけれども、しかしこの150項目にわたって示されている方向性というのは、私は非常に先見の明を持って取り組んでいただいているんだというふうに評価をしているわけですけれども、その上で今18年度取り組みとあわせて、この5年間の総括をこれからしていくわけですけれども、一つは先ほど他の委員からも質問がありましたように、検討したということも一つは達成に、この評価上はなるわけでございますが、この行政改革でございますので、行財政運営の改革でございますので、一つは検討しただけでは足りないといえますか、そこからさらに期待されるころは、成果をどう出していか。また、その成果に至らなくとも成果に至るだけの効果といえますか、成果に至るまでの今回の見直しの中で期待される効果というものを、やはり示していかなければいけないだろうというふうに考えているんですけれども、そうすると今回の御提示いただいた内容については、これで結構だと思うんですが、この5カ年の成果の取りまとめに当たっては、お取り組み大変だと思うんですが、一つ一つのこの上がっている項目について、具体的な例えば検討であれば、どういう検討がなされたのか。その結果、先ほどのごみの問題のように、検討した結果、これは現在当市においては推進すべきではないという結論が当然出ることもあるんだと思うんですが、その中身を当然示していかなければいけませんし、またそれを広く市民に公表することが、何よりも私は求められるんじゃないかなと、こういうふうに考えているんですけれども、この点については、今どういう検討がなされているのか、伺いたしたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 本年、17年度が4カ年度目ということで、いよいよ仕上げの18年度に入っておりますけれども、それで5年間のまとめということでございますけれども、やはり本日お示した各項目では、当然検討がどう達成されたのかとか、御質問を受けないと明確にはわかりませんので、この点、ただいま委員さんおっしゃったような形、つまりこの一つ一つの項目、これらについて、どう検討されて、あるいはどう達成されたとか、その点はまとめを5カ年の総括という形で考えたいというふうに思います。

それと、改めてこの結果を公表をいかがするかということ、これも市報等での公表ですね、これをどの程度のスペースを割いて行うかとか、そんな点も18年度、今回の仕上げの改革に取り組みながら、来年の成果の発表ということで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） もう1点ですけれども、この5カ年の成果を取りまとめた上で、また次は第3次になるんだろうと思うんですが、当然継続して行財政運営の効率化、改革、また市民サービスの充実には当然取り組んでいかれるんだろうと思うんですけれども、これは5カ年がすべて終わっておりませんので少し気が早いのかもわかりませんが、現段階4カ年を終えた上で、今後の方向性ですとか、またこの4カ年に限ってでも結構でございますので、担当部としては、どういう成果、評価をしているのかということと、また先進市事例の御説明も追加していただきましたので、今後現段階において、当市が目指すべき方向性について、どういう御認識をお持ちか伺いたしたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 4カ年度経過いたしましたし、今、現状次の第3次の行政改革の大綱及び推進計画というものも並行して準備をさせていただいております。その中では、本日またお示しいたしましたけれども、実施項目のうちの達成に至らないような事柄、項目です、これらについては引き続き取り組むということが前提になると思いますが、ただ前回と当然年度が経っているわけですので、新たに取り組む項目も実は何点か上がっております。これについては、専門部会ということで、庁内の職員を中心として各項目にわたって既に検討に入っております、これから行くべく新しいものについてもそこで取り組みますので、次回第3次がですね、項目を第2次のように150項目を掲げるのがいいのか、あるいは具体的に絞って少し達成を確実にできるものとか、そういう選択も一案あるなという意見もいただいております。これは10月下旬ぐらいを目標に、第3次についても項目立てとか、推進計画の大綱についての提案をできるだけ準備しておりますので、そのように今までの取り組みの未達成のものと同様のものを組み合わせて、次の第3次に向かっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） もう1点だけ。きょう、今御説明いただいております企画財政部の方では、当然この推進計画を推進する立場で当然仕事に、業務に取り組んでいただいているんだろうと思います。その上で、ただ取り組みとしては、これは全庁にわたる各課が、また各部、各課において取り組んでいただく項目となっているわけでございますので、担当部、企画財政部としては、これを全庁的に推進する立場で、それぞれの項目についてのいわゆるクリアしなければいけない課題、そういうものをつかみながら、当然各課と調整をしているんだと思うんですけれども、その点について残り1年、達成しているところもありますが、未達成もある。また検討もですね、もちろんこの評価上は達成にはなるわけですけれども、しかし一歩進んで、また当然、成果も見ていかなければいけないということがあると思うんですね。そこをこの担当部としては残り1年、どういう姿勢で成果を出すという目標に向かって取り組んでいかれるのか、その点について、再度確認させていただきたいと思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） まず二つに分けますと、2次の行革につきましては、質問者おっしゃったように未達成の項目がありますので、これについて現実的に達成ができるのかどうかということ、これは個々に主管課の方とヒアリングしたり、あるいは出向いて担当の方が確認をしておりますけれども、これらをまずどの程度いけるのかということをも十分に進捗状況を確認する必要があると思っております。同時に、少し繰り返しになるかもしれませんが、3次については新たに重点課題として、重点の項目がどういうものなのか、企画財政部といたしましても、当市における市の政策として、どれが優先的に取り組むべきものなのか、そんな点も整理をさせていただきたいと思っておりますが、各課の担当のいろいろお話を聞きますと、非常に現実的にはかなり強く推進を求めていると、なかなかしり込みをしてしまうようなこともありますので、そういうことなく、

ある面では厳しく対応せざるを得ませんので、これは私ども推進する立場ですし、目標を掲げたからには、ぜひとも達成をしたいというふうに願っておりますので、その点主管部とはかなり意見交換で厳しい面がありますけども、これからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（大后治雄君） この資料につきましての質疑はとりあえずこんなところでよろしいでしょうか。

今後の本委員会の進め方ということについて、皆さんから御意見をちょうだいしたいと思うんですが、どうでしょうか、この資料に基づいて進めていく方が近道かなという気もいたしますが、これにつきまして、ちょっと御意見をちょうだいしたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

例えば、さまざまな先ほど中間委員がおっしゃられたように、成果がどういうふうにあられるのかといったところで、例えば人員の削減であれば何%の人員削減で、さらにそれについて財政的には、どのくらいの金額が効果があったというようなところで、項目ずつに一つずつ伺っていくような形になるかと思うんですね、検証ということになれば。私は、そんなふうを考えているところでもありますけども、そのほかに進め方について、皆さんから御意見ございましたら伺いたいと思うんですけども。

○委員（松浦 誠君） これ担当部の方で、こういう行革を進めていくという立場で、いい資料をつくってもらったなと思います。それで、これも引き続きこれで終わったわけではありませんので、ぜひやってもらうということだろうと思うんですね。それで、ただこれは行政全般にわたる項目が入っているんですね。そうすると、この優先順位を決めることにしても、みんなそれぞれ意見があるんですね。それで、どこに力を入れて、例えばやるかと言っても、これもそれぞれの議員の政策にかかわってくる項目になっちゃうんですね、これが。

ですから全員が共通して足並みそろえてやるというのは、これは今担当部がこういう資料をつくってもらって、この状況を我々は認識してですね——またさらに進めてもらうという意味では、総務委員会としてはいいと思うんですが、さらにどれをどういうふうにやっていくか、例えばごみの有料化一つとったとしても、意見がもう全部違いますし、また果たしてそれを第1番目に取り上げるべきなのかというところで、また意見が分かれちゃうんですね。そういうことになりますと、これを1番目からずっとやるということになりますと、これはもういつになったら終わらないぐらいの、これかかっちゃうんですね。個々の個別の事例について議論していくということになりますと。

ですから現実的なところでは、大変いい資料をつくってもらいましたし、またこれからもこういう情報の提供はぜひお願いしたいと、総務委員会としてはお願いしたいということは、もう間違いないんですが、今度個々のこれをどう政策に生かすような議員活動をしていくかという部分に関しては、これは総務委員会でやるということじゃなくて、個々の活動の中で議員としての活動の場というのは、ある意味で無限に広がっているわけですので、そこの中で個々が取り組んでいくということではないかなと。そうしないとですね、必ずしも優先順位が1位じゃないものについて、ずっとそれを議論するわけですね。そうすると自分はそのことをやるよりも実はこっちのことをやりたいんだということが必ず出てきますので、言ってみれば全部、行政全般にわたることにかかわってきますので、ですから進め方ということなので、ちょっとあえてそういうことを申し上げたんですけども。総務委員会でやることは、この資料についての質疑、またさらに新しいものができたときの資料の提供ということにとどめておいていいというふうに僕は思います。

○委員（森田憲二君） 今、議長が言ったように、確かにいい資料をつくってもらったというふうに思っていま

す。それと行革でこれだけのことをやっけて、その間に第2次の大綱推進の中で進捗状況みたいなものだと思うんですよ。逆に今度はその間に新規事業というのは、多分にあると思うの、やってきたのが。片方では行革だ行革だと言いながら、これは市長の政策ですよということでやってきた問題があると思うんですよ。だったらその辺まとめがとれるのかどうか。要するに、これは絵にかいたもちじゃないけど、1冊の本にあったものを進めますよと。片方では進めていく部分だと思うんだよね。それで成果だとか、一部云々なんていう話なんだけど、これじゃなくて逆に市長の政策、また一般質問等々で上がってきた問題が多分にあると思うんですよ。だから行革と反するものの中にはあるんじゃないかなと、個人的には思うんですよ。それは、いいこと悪いこと別にしても。だからできるんだったら次回やっていただくんでしたら、時間がそんなにないと思いますけど、この間の新規事業をちょっとまとめていただければありがたいなというふうに私は思っています。

○委員長（大后治雄君） それは資料要求ですね、わかりました。

ただいま森田憲二委員より資料要求がございました。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（大后治雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの資料は出していただくというような形になりました。

今後の進め方で、先ほど松浦委員からございましたように、非常に多岐にわたる内容でございますので、出していただいた資料について質疑をしていくというような形が適正かなというような御意見だったんですけども、そういったことについて、ほかに御意見ちょうだいできればと思いますけども、いかがでございましょうか。

○委員（押本治雄君） 行革委員会じゃないですよ、ここはね。ですから、資料を一応きょうみたくに出してもらって説明を受けて、あとは幾つかあれば質疑するという程度で、余りやるあれはないと思うんですよ。さっき言われるように、多岐にわたっているいろいろな範囲が広いですし、行革委員会でやるのであればいいですよ、いろいろ、違うでしょう。私は、そう思いますね。

○委員長（大后治雄君） 今、押本委員からもございましたけれども、次に委員会のときには、先ほど森田憲二委員より要求された資料が出てまいります。さらに10月にまた新たな取りまとめというか、3次の取りまとめというか骨子というものが出されるというようなことが、先ほど御答弁がございましたので、そちらの内容について、今後まずは質疑をしていくというような進め方とさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度でとどめ、継続調査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（大后治雄君） これをもちまして、平成18年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時17分 散会